

東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業実施要綱

(制定) 令和元年12月17日付31環地次第401号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、電気自動車等を活用した災害時等における自立的な電源の確保に向けて、東京都内（以下「都内」という。）の区市町村における外部給電器の導入を促進するために行う「東京都区市町村における外部給電器の導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、外部給電器を導入する都内の区市町村に対し、外部給電器の導入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 外部給電器 電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電気バス、プラグインハイブリッドバス又は燃料電池バスをいう。以下同じ。）に搭載された電池に充電された電気又は燃料電池で発電された電気を取り出し、電気自動車等の外部へ給電する機能を有する機器（V2H充電設備（電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの）を除く。）
- 2 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）。ただし、大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。）に該当するものを除く。
- 3 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車。ただし、大型特殊自動車に該当するものを除く。
- 4 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車。ただし、大型特殊自動車に該当するものを除く。
- 5 電気バス 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車であって、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のもの
- 6 プラグインハイブリッドバス 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車であって、道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の

用に供する乗車定員 11 人以上のもの

- 7 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車であって、道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 11 人以上のもの
- 8 割賦販売 外部給電器の所有者である売主が、当該外部給電器の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該外部給電器の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで外部給電器の所有権が売主に留保されることを条件に、当該外部給電器を販売すること。
- 9 リース契約 外部給電器の貸主が、当該外部給電器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該外部給電器を使用収益する権利を与え、借主は、当該外部給電器の使用料を貸主に支払う契約
- 10 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、外部給電器の貸付等を行う者

第 4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり外部給電器の導入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 次の全ての要件を満たす都内の区市町村

- ア 2 の助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）を所有（割賦販売の場合にあっては使用）すること。
- イ 助成対象機器を使用する電気自動車等の自動車検査証に記載されている所有者又は使用者であること。
- ウ 前号の電気自動車等の自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が都内にあること。
- エ 外部給電器を使用して、住民に対し外部給電器の利活用について普及啓発活動を実施すること。

(2) 次の全ての要件を満たすリース事業者

- ア 助成対象機器を所有すること。
- イ 都内の区市町村と助成対象機器に係るリース契約等を締結すること。
- ウ 助成対象機器の借主である都内の区市町村が、当該助成対象機器を使用する電気自動車等の自動車検査証に記載されている所有者又は使用者であること。
- エ 前号の電気自動車等の自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が都内にあること。
- オ 助成対象機器の借主である都内の区市町村が、外部給電器を使用して、住民に対し外部給電器の利活用について普及啓発活動を実施すること。

2 助成対象機器

(1) 助成対象機器は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 中古品でないこと。

イ 主として都内で使用される外部給電器であること。

ウ 交付決定後に購入される外部給電器であること。

エ 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助事業又は国における他の同種の補助事業において補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けている、又は交付申請中であること。ただし、国補助金の申請期間の終了により交付決定を受けることができない場合その他都が認める場合はこの限りでない。

オ 公社又は都が実施する本事業以外の事業において、既に助成金の交付を受けたものでないこと。

カ 1（2）のリース事業者の場合は、助成金相当額を反映したリース料金を設定すること。

(2) 助成金の交付の申請は、1（1）イ及びウ又は1（2）ウ及びエに規定する電気自動車等1台につき助成対象機器1台までとする。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、外部給電器本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

4 助成金額

助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、3の助成対象経費の3分の2の額（助成対象経費に国補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該国補助金の額を控除した額）とする。ただし、助成金額は外部給電器1台につき100万円を上限とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和元年12月18日から令和3年3月31日までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定め

る。

附 則（令和元年12月17日付31環地次第401号）

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。